

オミクロン株対応の香川県対処方針について

1 基本的な考え方

- 国の基本的対処方針において、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目したレベル分類（レベル1～4の4段階）が示されたことを踏まえ、「オミクロン株対応の香川県対処方針」を策定
- 従来 of 県対処方針は、国の基本的対処方針と同様に、オミクロン株よりも病原性の強い変異株の感染拡大に対応するため存置

2 主な内容

(1) 新たなレベル分類（対策期の名称）

- 「感染予防対策期」、「感染警戒対策期」を統合して「感染警戒対策期」（レベル1）とし、「感染拡大防止対策期」（レベル2）への移行基準を、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」ともに「30%以上」に設定
- 「緊急事態対策期」、「非常事態対策期」をそれぞれ「医療負荷増大期」（レベル3）、「医療機能不全期」（レベル4）に設定

(2) 移行基準

- ①「確保病床使用率」、②「重症確保病床使用率」は、引き続き、移行基準の指標
- 各対策期への移行に当たっては、①、②の移行基準の指標に加え、保健医療の負荷の状況や感染状況などを総合的に判断
感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討

(3) 対応方針

- 「医療負荷増大期」（レベル3）となり、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行う場合、県民に対して、感染拡大の状況等に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ、事業者に対して、業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ
- 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」後も感染拡大が継続する場合、「医療機能不全期」（レベル4）の状態を回避するため、「医療非常事態宣言」を行い、県民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ

3 「オミクロン株対応の香川県対処方針」による現在のレベル

- 感染拡大防止対策期（国のレベル2「感染拡大初期」に相当）

【12月13日時点の各指標】

➤ 確保病床使用率：47.6%、重症確保病床使用率：13.8%

※ 確保病床使用率、重症確保病床使用率ともに50%未満で推移し、現時点では医療ひっ迫が懸念される状況には至っていない。